

筒賀高齢者生活福祉センター入居施設契約書

事業の目的

第1条 事業者は、筒賀高齢者生活福祉センター条例、規則及びこの契約書に従い、入居者に対し、心身の健康を保持しふれあいを求めると共に、障害者及び高齢者等が及び住み慣れた地域で安心して、健やかな生活を営むための医療・介護・生活支援サービス等各種の相談及び助言を総合的に行うものとする。

入居の資格

第2条 入居施設を利用できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 町に住所を有する者であること。
- (2) 障害者及びおおむね60歳以上の高齢者等であること。
- (3) 自活できる健康状態であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事由で会長が利用を認めた場合。

利用の申込み

第3条 入居施設を利用しようとする者は、安芸太田町生活支援ハウス入所申出書（様式第1号）を提出します。

契約の期間

- 第4条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。ただし、契約期間満了日1カ月前までに、契約更新の意思を確認した上で、契約更新の審査を行い更新するものとします。
- 2 入居者から契約更新の意思がない場合は、契約を終了するものとします。
 - 3 入居者の要介護状態が急変し、自立生活が困難な状態となった場合は、他の施設やサービス事業者を紹介する等必要な措置をとります。

入居中の他のサービスの利用等

第5条 入居者は、外部の介護サービスの提供や、インフォーマルサービスの提供を受ける事ができるものとします。ただし、その場合は事業者へ届け出た上で行うものとします。

利用者の負担金及びその滞納

- 第6条 入居者にかかる費用は、筒賀高齢者生活福祉センター条例第5号第7条別表第2に記載するとおりです。入居時及び契約更新日には、年度毎に所得証明書の提出を求め、それに基づく使用料の決定を行います。
- 2 使用料は、月末締め翌月15日に届出の預貯金口座より自動引き落としとします。
 - 3 入居者は、正当な理由なく使用料を3カ月以上滞納した場合は、1カ月以上の期間を定めて、期間内にその支払いがない場合は、この契約を解除する旨の催促を行います。
 - 4 前項の催促を受けたときは、関係機関と協議した上で、一般施策に基づくサービスの利用を図る等の調整を行います。
 - 5 事業者は、前項の措置を講じたうえで、期間内に滞納額の支払いがされなかった場合は、

文章をもってこの契約を解除することができます。

入居者の解約権

第7条 入居者は、事業者に対しいつでも契約の解除を申し出ることができます。ただし、3日以上の予告期間をもって届け出るものとします。予告期間満了日に契約は解除されます。

事業者の解約権

第8条 事業者は、入居者が著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三にわたる申し入れにもかかわらず改善の見込みがない場合は、文章により2週間以上の予告期間をもって契約を解除します。

契約の終了

第9条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了いたします。

- (1) 入居者が死亡した場合
- (2) 第5条により、入居者から解約の意思表示がなされたとき。
- (3) 第6条により、事業者から解約の予告がなされ、期間が満了したとき。
- (4) その他の理由

入居者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院したときは、その期間を考慮し対応する。

損害賠償

第10条 事業者は、入居者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者に故意過失がなかった場合は、この限りではありません。

2 前項の場合、入居者に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

秘密保持

第11条 事業者及び従業者は、正当な理由がない限り、知り得た入居者の秘密を漏らしません。

2 従業者は、退職後においても、在職中知り得た入居者の秘密を漏らしません。

3 事業者は、入居者の情報を用いる場合は、その同意を得ない限りサービス担当者会議等においても用いませぬ。

苦情処理

第12条 入居者は、いつでも苦情申し立て機関に、苦情を申し出ることができます。尚、当該事務所の苦情申し立ては下記のとおりです。

場 所 山県郡安芸太田町大字中筒賀1634番地

名 称 筒賀高齢者生活福祉センター

電 話 0826-32-2111

F A X 0826-32-2965

2 事業者は、苦情の申し出があった場合は、迅速・適切に対応しサービスの向上・改善に努めます。

3 事業者は、入居者の苦情の申し立てに対し、それを理由としていかなる不利益な扱いも行いません。

身元引受人

第13条 身元引受人は、この契約に基づく利用料などの事業者に対する経済的な債務につき、入居者と連帯してその履行の責任を負います。

2 身元引受人は、前項の責任のほか、次に定める責任を負います。

(1) 入居者が入院または死亡により契約が終了した場合、速やかに残置物の処理並びに室内清掃を行うこと。

(2) この契約が終了した場合、事業者と協力して入居者の状態に応じた受け入れ先を確保すること。

3 入居者は、身元引受人がこの契約の存続中に死亡もしくは破産した場合には、新たな身元引受人を立てるように努めます。

契約外条項

第14条 本契約に定めのない事項については、関係法令等を遵守し協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書3通を作成し、契約者及び事業者が記名押印の上、各1通を保有するものとします。

尚、契約にあたり、別紙「重要事項説明書」に基づく入所生活上の説明を行いました。

令和 年 月 日

入居者 住所 _____
氏名 _____ 印
電話 _____

身元引受人（必ず選任してください）
住所 _____
氏名 _____ 印
電話 _____

事業者 住所 山県郡安芸太田町大字中筒賀1634番地
筒賀高齢者生活福祉センター
氏名 管理者 社会福祉法人安芸太田町社会福祉協議会
管理者名 _____ 印
契約内容
説明者 _____ 印

重要事項説明書

第1条

事業所の名称及び所在地

- | | |
|----------|------------------------------------|
| (1) 事業所名 | 社会福祉法人 安芸太田町社会福祉協議会 |
| 代表者名 | 会長 藤井 幸穂 |
| (2) 所在地 | 731-3702
広島県山県郡安芸太田町大字中筒賀1634番地 |
| (3) 電話番号 | 0826-32-2111 |
| FAX | 0826-32-2965 |

第2条

営業日及び営業時間

- | | |
|------------|---------------------|
| (1) 営業日 | 365日 |
| | 窓口受付時間 8:00~17:00 |
| | ただし、24時間電話連絡可能な体制整備 |
| (2) 外出可能時間 | 8:00~17:00 |
| (3) その他 | |

第3条

- | | |
|------|---------------|
| 利用定員 | 6名(6組) |
| | 夫婦での居室利用も可能です |

第4条

サービス内容

- (1) 入居対象者は、原則、日常生活上の自立が前提です。介護サービスが付加されたケア付施設ではありません。
- (2) 医療・介護・生活支援等に係る各種の相談・助言は行いますが、原則として通院や外出支援等直接のサービスは提供できません。
- (3) 入居者の自立状態の変化に応じて、要介護状態となった場合は、契約書第2条3項に基づき、退所を検討いただく場合があります。

第5条

利用料

- (1) 利用料は、別表に定めるとおりです。
- (2) ご夫婦で入居の場合の利用料は、夫婦それぞれの対象収入による階層区分の利用料と居室の光熱費の実費を徴収いたします。
この場合、共益費については1人分とします。

第6条

居室内への家財等の持ち込みについて

- (1) 家電製品や家具類は自己負担です。事務所の許可を得て持ち込んでいただきます。
公の施設の特種性から過度の持ち込みはお断りします。

第7条

居室内の清掃管理について

- (1) 不衛生な居室状態が確認された場合や、火災等危険な器具使用が確認された場合は、施設側が清掃や器具の撤去を行うことがあります。この場合係る費用は入居者へご負担いただきます。
- (2) ペットの飼育について許可することはできません。

第8条

盗難防止について

- (1) 設内での盗難等についての責任は負いかねます。
その都度、誠意をもって事務所で対応致しますが、問題解決が困難な場合は関係機関へ相談する等の援助を行います。

第9条

その他の留意事項

- (1) 外出・外泊時は、その都度事前に事務所への届け出が必要です。
- (2) 入居者の都合で、家族等が宿泊される場合は、入居者の緊急な病変などの付き添い等に限り、定期的・長期的な付き添いはお断りします。
- (3) 一般的な面会時間は、8：00～17：00とします。
- (4) 介護相談や外部との面接は、所定の部屋で行います。
- (5) 施設内感染が懸念される場合は、面接等を禁止する等居室への入室をお断りする場合があります。
- (6) 施設内での商行為は禁止します。また、訪問販売員などを入室させることも原則禁止とします。
- (7) 日常生活上の調理などは、原則、居室でおこなってください。
談話室の厨房での個人的な使用は、ご遠慮いただきます。
- (8) 居室に係る使用料は同一料金です。部屋によっては、年間の気象条件や風呂や洗濯干場への移動距離に差異が発生します。入居者への平等性を保つため部屋替えも行いますのでご協力いただきます。
- (9) 退所時には自己負担にて清掃や修繕費（必要時のみ）等、現状復帰を行っていただきます。

令和5年10月1日 改正

別表第一（7条関係）

居 住 施 設	対象収入による階層区分		使用料（月額）
	A	1,200,000 以下	7,000 円
B	1,200,000～1,300,000 円	9,000 円	
C	1,300,000～1,400,000 円	11,000 円	
D	1,400,000～1,500,000 円	13,000 円	
E	1,500,000～1,600,000 円	15,000 円	
F	1,600,000～1,700,000 円	17,000 円	
G	1,700,000～1,800,000 円	19,000 円	
H	1,800,000～1,900,000 円	22,000 円	
I	1,900,000～2,000,000 円	25,000 円	
J	2,000,000～2,100,000 円	30,000 円	
K	2,100,000～2,200,000 円	35,000 円	
L	2,200,000～2,300,000 円	40,000 円	
M	2,300,000～2,400,000 円	45,000 円	
N	2,400,001 以上	50,000 円	
共益費（共用部分光熱水道ほか）		5,000 円	

居室の利用に伴う光熱費については、使用料とは別途に利用者が負担するものとします。